

神戸市立灘区民ホール
指定管理者 応募要領

平成 25 年 7 月
神戸市市民参画推進局

神戸市立区民灘区民ホール指定管理者応募要領

目次

| | |
|-----------------------|--------|
| 第1章 施設と指定管理業務の概要 | |
| 1. 指定管理者募集の目的 | ・・・P 1 |
| 2. 対象施設の概要 | ・・・P 1 |
| 3. 指定管理業務の概要 | ・・・P 1 |
| 第2章 指定管理業務の内容について | |
| 4. 指定管理者が行う業務の詳細 | ・・・P 3 |
| 5. 利用料金・指定管理料等 | ・・・P 8 |
| 6. 併設施設と経費の按分 | ・・・P 9 |
| 7. 駐車場について | ・・・P 9 |
| 第3章 応募手続き | |
| 8. 応募者及び応募資格に関する事項 | ・・・P10 |
| 9. 申請の手続き | ・・・P11 |
| 10. 提出書類 | ・・・P13 |
| 11. 事業計画の記載内容 | ・・・P14 |
| 第4章 選定・協定 | |
| 12. 審査及び選定に関する事項 | ・・・P17 |
| 13. 神戸市会の議決 | ・・・P18 |
| 14. 協定に関する事項 | ・・・P19 |
| 第5章 その他 | |
| 15. 事業の評価 | ・・・P20 |
| 16. 事故報告・リスク分担 | ・・・P20 |
| 17. 履行保証等 | ・・・P22 |
| 18. 業務を実施するにあたっての留意事項 | ・・・P22 |
| 19. その他の事項 | ・・・P23 |

神戸市立灘区民ホール指定管理者応募要領

第1章 施設と指定管理業務の概要

1. 指定管理者募集の目的

灘区民ホールは、「市民の文化の向上、福祉の増進及び余暇の活用を図るとともに、市民相互の交流及び地域活動の振興に資する」という目的のもと整備したものです。市民に文化活動、生涯学習活動、コミュニティ活動、また、余暇活動の場を提供するとともに、各種自主事業を実施し、市民に定着したサービスを提供しています。

この灘区民ホールの管理運営に関し、優れた技術力・経営能力等を有する事業者を公募・選定し、①市民の文化の向上、福祉の増進及び余暇の活用を図るとともに、市民相互の交流及び地域活動の振興に資する ②一層のサービス内容の向上を図る ③行政コストの削減を図る ことを目的として、指定管理者を募集します。

2. 対象施設の概要

(1)施設概要

- ①所在地 神戸市灘区岸地通1丁目1番1号
- ②敷地面積 1,280 m²
- ③延床面積 3,051 m²
(全体：6,257 m²※神戸市保健福祉局所有部分を除く)
- ④構造 鉄骨鉄筋コンクリート造地下2階地上7階建てのうち、地下1、2階、地上1階、7階の各一部、4～6階〈2、3階は神戸市保健福祉局所有〉

- (2)諸室構成 地下1階、2階 駐車場(機械式、自走式)
- 1階 事務室、会議室2室
- 4階 機械室
- 5階 大ホール
- 6階 音楽室

(3)開館時間 午前9時～午後9時 日祝日のみ 午前9時～午後5時

(4)休館日 年末年始(12月28日～1月4日)、指定管理者がセンターの管理運営上必要があると認める日

(5)法令等の規定 地方自治法、神戸市立区民センター条例(以下、「条例」)及び同規則(以下、「規則」)等

※平日(土曜日を含む)、日祝日ともに諸室の時間外の使用を認めています。

3. 指定管理業務の概要

(1)次期指定期間

平成26年4月1日から平成30年3月31日まで(4年間)。ただし、この期間は市会での議決により確定することとなります。

なお、神戸市が行う指定管理に適正を期すための指示に指定管理者が従わない場合、または、神戸市が指定管理者による管理を継続することが適当でないと認める場合には、神戸市は指定管理者の指定を取り消し、あるいは、期間を定めて管理運営の全部もしくは一部の停止を命じることができるものとします。

(2) 運営方針

灘区民ホールの運営方針は条例第1条にあるとおりです。灘区民ホールの運営はこの方針に基づき行ってください。

「市民の文化の向上、福祉の増進及び余暇の活用を図るとともに、市民相互の交流及び地域活動の振興に資する。」(条例第1条)

(3) 指定管理者が行う業務

① 貸館を含む施設の運營業務

貸館利用にあたっては、公の施設として公平な利用を図るとともに、利用者へのサービス向上により、利用率・来館者の増加と利用者満足度の向上に努めてください。

② 施設の維持管理業務

管理基準に従い、効果的、効率的な施設管理を実施してください。

③ 自主事業の開催

ア. 講座事業の開催

生活文化活動を行う機会を提供するために、自主事業として、初心者を中心とした「講座事業」を実施することが可能です。

イ. 講座事業以外の自主事業の開催

芸術文化に触れる機会を提供し、市民相互の交流及び地域活動の振興に資する自主事業を実施してください。

④ 地域文化活性化事業の開催

灘区民ホールの大ホールを使用して、芸術文化に触れる機会を提供し、地域文化の活性化に資する事業を実施してください。当該事業は今回新設です。

⑤ 留意事項

ア. ③の自主事業については、指定管理者が独立採算の事業として実施してください。

イ. 灘区民ホールは地域における主要な公益施設の一つです。灘区民ホール所在の区役所や地域団体との連携、地域への貢献について十分留意してください。また、同一施設を区分所有している神戸市保健福祉局との相互協力を努めてください。

ウ. 灘区民ホールは建物内禁煙です。

第2章 指定管理業務の内容について

4. 指定管理者が行う業務の詳細

(1) 貸館を含む施設の運営業務

① 開館時間及び休館日

規則上、以下のとおり規定しています。(区民センター条例施行規則第5条、6条)

- ア. 開館時間 平日(含土曜日) 午前9時～午後9時 日祝日 午前9時～午後5時
イ. 休館日 年末年始(12月28日～1月4日)、指定管理者がセンターの管理運営上必要があると認める日

※開館時間及び休館日については、灘区民ホールの利便性の向上、有効利用・利用促進の向上を考慮し、変更することができます。但し、いずれの場合についても、規則の改正が必要であるため、必ずしも提案どおりの内容が実現されるわけではないことを留意してください。また、休館日は保守点検や、改修工事に活用しており、これを全廃するなどの変更は、館の運営に大きな影響を与えることをご理解ください。(なお、現在休館日にどのような業務を行っているかについては、現指定管理者の契約やノウハウに関する内容ですので、公表は差し控えます。)

※平日(土曜日を含む)、日祝日ともに諸室の時間外の使用を認めます。このことから、諸室の時間外の使用を、何時から何時まで実施するのか、それぞれの時間外使用が可能な時間帯についても指定管理者の定案に基づき定めます。

② 管理運営体制

開館時間、休館日を踏まえた上で、利用者へのサービスに支障なく対応でき、施設の安定した管理運営に必要な人員を配置してください。灘区民ホールに常勤の責任者を1名以上配置することとします。責任者はできるだけアートマネジメントの研修を受講してください。

なお、現在の灘区民ホールの管理運営体制(人数・ポスト・組織・シフト)については、現指定管理者の契約やノウハウに関する内容ですので、公表は差し控えます。また、何人の人員が必要かについては、「利用者へのサービスに支障なく対応でき、施設の安定した管理運営に必要」と応募者が判断する人数です。(提案段階で神戸市から指示はしません。)

③ 貸館事業

貸館事業については、使用許可、利用料金の減免、利用料金の徴収及び返還、優先使用に関する業務を行っていただきます。

ア. 使用許可の受付

条例、規則によるほか、以下の基準により行うこととします。

(ア) 大ホール

原則として、使用しようとする日の1年前の日の属する月の初日から、申請の受付を行います。

(イ) 大ホール以外の施設

原則として、使用しようとする日の3月前の日の属する月の初日から、申請の受付を行います。

※いずれも、申請受付の初日は、抽選を行うなど平等な利用の確保に留意してください。

※使用許可申請受付期間以前でも申請受付、使用許可を行っていただく場合があります。

この際は、神戸市の示す基準に則して手続きを行っていただきますのでご留意ください。(参考：現在使用許可申請受付期間以前に申請受付、使用許可を実施する場合)

- ・市内の官公庁及び公的機関の主催する全国大会及び近畿、関西ブロックの大会・集会
- ・神戸市民の文化振興のための事業であり、神戸市又は指定管理者が実施するもの
- ・上記以外の理由で、実施する場合は、市の指示に従うものとする

イ. 業務を行う際に留意すべき事項

(ア) 正当な理由がない限り、施設を利用することを拒めません。

(イ) 施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはいけません。

(ウ)大ホールの利用にあたっては、利用者と利用日以前に十分な打合せを行うこととします。

(I)利用料金は特別な場合を除き前納とします。徴収方法については、利用者の利便性を考慮して指定管理者が定めます。

ウ. 営利その他神戸市立区民センター条例第 1 条の目的外に使用する場合は、5 倍以内範囲で、市長の承認を得て指定管理者が定める額を、利用者から徴収することができます。

工. 利用料金の減免等

実績に応じた一定の減免を実施していただきますのでご留意ください。

利用料金減免の対象：条例に基づき、指定管理者が市長の承認を得て定める基準による

(ア)神戸市が灘区民ホールの事業として使用するとき 全額免除

(イ)公共団体または公共的団体が条例第 1 条に規定する目的に使用する場合において、指定管理者が必要があると認めるとき 5割免除

(ロ)心身障害者、精神障害者福祉のため、特に指定管理者が必要と認めるとき

5割免除

(I)特別な事情がある場合において指定管理者が特に必要と認めるとき

指定管理者が定める額

※実績については、別添資料集P21 をご参照ください。

オ. 大ホールの舞台業務の基準

(ア)舞台機構装置、照明・音響設備の操作、道具類、日常保守・管理点検

(イ)大ホール利用者への舞台、付属設備利用等に関する助言指導、案内

(ロ)大ホールの舞台技術者は利用者との打合せに支障のないように配置してください。

(I)催し物開催時には、大ホール利用者との十分な打ち合わせの上で必要な人員を配置してください。この場合、増員した舞台技術者の人件費は利用者には負担を求められません。当該人件費を利用者に分かりやすく示してください。

カ. その他

ロビーなどの不特定の市民が利用する施設については、営利的行為、政治的または宗教的な活動のために使用させないでください。また、特定の人物や集団が、合理的理由がないにもかかわらず、長期的・優先的に使用することがないように管理してください。

(2)施設の維持管理業務

施設の保守管理、安全点検、衛生管理、修繕は指定管理者の責任とします。下記の管理基準により、効果的、効率的な施設管理を実施することとします。

なお、実施に際しては、必要な官公署の免許、許可、認可等を受けるものとします。(業務委託による場合は、委託先が必ず免許等を有していること。)

「施設及び設備の維持管理に関する仕様書」別紙-2 に定める必要な資格者について選任してください。【施設及び設備の維持管理に関する仕様書】(別添参照)

なお、現在の灘区民ホールの施設の維持管理運営体制(人数・ポスト・組織・シフト)、委託先等については、現指定管理者の契約やノウハウに関する内容ですので、公表は差し控えます。また、施設の維持管理業務に関し、「施設及び設備の維持管理に関する仕様書」以外に神戸市が作成したマニュアルは存在しません。また、現指定管理者が作成した計画・マニュアル等については、現指定管理者のノウハウに関する内容ですので、公表は差し控えます。

①建築物の保守管理

専有部分における建築物について、仕上げ材の浮き、ひび割れ、はがれ、かび等の発生がない状態を維持し、かつ美観を維持する。(次期指定管理者が引き継いだ時点で、既に発生している「仕上げの浮き等」の問題は、次期指定管理者の責任には帰しません。)

②建築設備の保守管理

専有部分における建築設備は、日常点検、法定点検、定期点検等を行い、性能を維持し、かつ美観を維持してください。

③ホール等設備の保守管理

ホール等設備は定期点検等を行い、性能を維持してください。

※上記①～③の点検内容は、「施設及び設備の維持管理に関する仕様書」参照

④備品等の保守管理

ア. 指定期間の当初に存在した備品、消耗品等（以下、「物品」という）については、神戸市からの貸与とし、指定期間内に指定管理者が指定管理料により購入した物品は、神戸市の所有となります。

イ. 指定管理者が管理する、神戸市の所有に属する物品については、神戸市物品会計規則及び関係例規に基づいて、施設の運営に支障をきたさないよう管理等を行うものとします。

ウ. 指定管理者は神戸市が定める物品管理簿を備え、備品の購入及び廃棄等の異動や、破損、不具合が発生した時は、速やかに神戸市に報告しなければなりません。また、消耗品については、施設の運営に支障をきたさないよう必要な消耗品を適宜指定管理者が購入し、管理を行い、不具合の生じたものに関しては随時更新を行うものとします。

エ. 大ホールに設置しているピアノについては、ピアノ保守点検を年 1 回実施してください。調律については、保守点検に包括されている調律のほかは、利用者の実費負担で実施してください。それ以外指定管理者が必要と認める場合は、指定管理者の費用負担で調律を実施してください。

⑤修繕について

ア. 原則として 1 件 500 千円以下の修繕は、神戸市に連絡の上、指定管理者において実施してください。1 件 500 千円を超えるものについては、事前に神戸市と協議してください。

イ. 施工後は、速やかに、修繕施工箇所がわかる写真及び費用の明細を示す資料を提出してください。

ウ. 修繕費は指定管理料の中で予算額を 4,000 千円と定め、年度終了後精算を行います。

⑥清掃業務

施設的环境を維持し、快適な環境を維持するため、清掃業務を適切に行う。

ア. 業務内容

床、壁、扉、ガラス、鏡、什器・備品、照明器具、吹出し口及び吸込み口、衛生機器等について、場所ごとに、日常清掃、定期清掃を組合せ、ごみ、ほこり、汚れ等がない状態を維持してください。

イ. 定期清掃の回数

(ア) 床、窓枠及び窓ガラス、金属部分の磨き作業、扉及び壁面の清掃：年 2 回以上

(イ) ねずみ・害虫駆除：年 2 回以上

(ウ) 照明器具清掃：年 1 回以上

ウ. ごみ処理

(ア) 使用者・観客が出したごみについては、使用者・観客が各自処分し、ごみの減量を図ることを基本としつつ、残余については、清掃の際に指定管理者が分別収集処分

(イ) その他清掃業務や指定管理にかかる廃棄物は指定管理者が処分

なお、市内の収集運搬業者一覧等については、「事業系ごみの出し方ルールブック」

(<http://www.city.kobe.lg.jp/business/regulation/waste/enterprise/shinru-ru.pdf>) をご参照ください。

エ. その他

貸出し対象施設の清掃時間、清掃頻度などは施設利用者の妨げとならないように行ってください。

⑦保安警備業務

ア. 施設内の秩序を維持し、事故、盗難・破壊等の犯罪及び火災等の災害の発生を警戒・防止し、財産の保全を図るとともに利用者の安全を守るために、保安警備業務を適切に行ってください。

- イ. 事故、災害、犯罪等から施設利用者を適切に管理できる状態としてください。
- ウ. 施設利用者の入退出等を適切に管理してください。

⑧施設保全業務

施設を安全かつ安心して利用できるよう、施設の予防保全に努めてください。また、建築物や設備等の不具合を発見した際には、速やかに神戸市に報告を行ってください。

(3)自主事業の開催

①講座事業の開催

講座事業の開催は義務ではありません。

ア. 企画

- (ア) 講座事業の企画にあたっては、特定の曜日、コマ、部屋に偏ることのないようにし、かつ、講座事業で使用するコマ数が施設全体の利用可能コマ数の20%を超えないようにしてください。また、夜間コマにおいては30%を超えないようにしてください。
- (イ) 講座事業で使用する部屋の利用料は、指定管理者の負担とします。
- (ロ) 現在、灘区民ホールでは、市民が施設を借りて実施する「市民主催講座」を開催しています。このような事業は、指定管理者から見れば貸館事業であり、この項目で想定している講座事業には該当しません。
- (イ) 1講座あたりのカリキュラムの回数には制限はありませんが、市民が受講しやすいように企画してください。

イ. 受講料金

市民が利用しやすい料金設定をしてください。

ウ. 実施体制

講座事業を開催するにあたり、確実に実施できる組織体制を構築してください。

エ. 事業計画

ア～ウの項目を踏まえた灘区民ホールにおける講座事業の開催計画を示してください。(講座名、回数、講師、受講料金、開催時間、使用を予定している施設等)

オ. 灘区民ホールは諸室の数が少ないため、講座事業を実施しないことも可能です。

②講座事業以外の自主事業の開催

ア. 企画

芸術文化に触れる機会を提供し、市民相互の交流及び地域活動の振興に資する自主事業を企画し、実施してください。

イ. 事業計画

灘区民ホールでどのような事業を実施するのか計画を示してください。

(事業名、実施時期、収支計画等)

ウ. 自主事業の実施方法については、自らが主体的に事業を実施するだけでなく、市民・文化活動団体・事業者などと連携するなど十分に工夫してください。

エ. 自主事業の実施にあたっては、入場料収入等の事業収入を指定管理者の収入とすることができるほか、灘区民ホールの使用料が減額される場合があります。なお、附属設備使用料は減額されません。

(4) 地域文化活性化事業の開催

①概要

(3)の自主事業のうち、灘区民ホールの大ホールを使用して、芸術文化に触れる機会を提供し、地域の文化活性化に資するために実施する事業を、地域文化活性化事業とし、年間最大3事業については、指定管理者の収支に含めることができます。つまり、この部分は自主事業ではなく、貸館等施設の運営業務に含まれます。説明の都合上、講座事業以外の自主事業の開催の後に記載しています。

地域文化活性化事業は、独立した項目として収支計画書に記載するものとし、当該項目内での収支差額が計最大3事業でマイナス1,000千円を超過する計画（たとえば、3事業の収入が10,000千円、支出が13,000千円、収支差額がマイナス3,000千円となるような計画）は認めません。この場合の収入は、入場料等の事業収入のみを指します。（当該事業は今回の公募から始めるものであり、過去の実績は存在しません。）

②企画

灘区民ホールの大ホールを使用し、芸術文化に触れる機会を提供し、市民相互の交流及び地域活動の振興に資する地域文化活性化事業を企画し、実施してください。繰り返しますが、地域文化活性化事業は自主事業ではなく、貸館等施設の運営業務の一つです。

③事業計画

灘区民ホールでどのような事業を実施するのか計画を示してください。

（事業名、実施時期、収支計画等）

④地域文化活性化事業の実施にあたっては、入場料収入等の事業収入を指定管理者の収入とすることができるほか、灘区民ホールの使用料が減額される場合があります。なお、附属設備使用料は減額されません。

⑤事業実施後は速やかに報告を行ってください。

⑥実際の収支差額におけるマイナス額が、提案額の収支差額のマイナス額未満である場合は、年度終了後精算を行います。実際の収支差額におけるマイナス額が、提案額の収支差額のマイナス額以上であっても、指定管理料を追加しません。

(5) その他の業務

①利用実績の集計

灘区民ホールの施設別の利用実績の集計を、月ごとに翌月10日までに神戸市へ提出してください。

②利用者満足度の把握及び苦情処理

ア. 利用者等より、施設運営に関する意見を聴取し、利用者の満足度を調査し、結果を神戸市へ報告してください。アンケートについては、通年を目標として、可能な限り長期間収集を実施するように努めてください。

イ. 苦情の処理については速やかに対応し、結果を神戸市へ報告してください。また、神戸市に提出された「市長の手紙」による苦情・提案などについても神戸市と協議の上、積極的に対応してください。

③事業報告

ア. 報告書

(ア) 事業の進捗状況について、4半期ごとに神戸市に提出してください。報告項目については、神戸市と協議のうえ決定します。

(イ) 神戸市からの統計及び資料の請求には積極的に応じてください。

(ロ) 神戸市との連絡調整会議を開催してください。（適宜）

イ. 年度事業報告書の提出

毎年5月末までに下記の事項を記載した前年度分の事業報告書を提出してください。

(ア) 業務実績及び利用状況

(イ) 利用料金収入実績（前納分の額、施設別収入、減免の状況等詳細が分かるもの）

(ウ)経費の収支状況（管理に係る経費及び自主事業に係る経費の収支状況）

(I)施設の保全状況（修繕実施状況を含む）

(オ)提案に対する取り組み・達成状況

(カ)利用者満足度調査結果

④事業計画

年度ごとの詳細な事業計画を神戸市と協議の上、前年度の2月末までに作成してください。

⑤選挙にかかる個人演説会等での使用について

灘区民ホールのホール等については、公職選挙法に基づき、個人演説会等の会場として指定を受けていますので、協力をお願いすることがあります。

⑥ホームページ

指定管理者は、利用者の利便性向上のために、灘区民ホールのホームページを、指定管理者の指定議決後、指定期間の初日（平成26年4月1日）までに作成し、指定期間の初日に公開してください。ホームページは利用者に施設の空き情報を提供できるものとします。

このほかのホームページの内容は神戸市と協議して決定することとします。ホームページの開設にかかる費用は指定管理者の負担とします。

⑦KEMS（神戸環境マネジメントシステム）

平成26年度中にKEMSを取得してください。（既にKEMSを取得している場合は新たな作業は不要です。）

※問い合わせ先：神戸市環境局環境創造部地球環境課 TEL：078-322-5301

(6)指定管理者が行うことのできない業務

指定管理者は、行政財産の目的外使用許可など、法令により市長のみが行うことができる権限については行うことができません。

(7)現在の管理運営状況

現指定管理者により実施され、定着が図られている取り組みも参考に、提案してください。

5. 利用料金・指定管理料等

(1)利用料金

①灘区民ホールの指定管理者の公募は、利用料金制（地方自治法第244条の2第8項）による提案で受け付けます。

②利用料金制では、施設の利用料金については、現在の条例で規定している金額の範囲内で、神戸市の承認を得て指定管理者が定めるものとします。

※利用料金：別添資料集P19「3. 利用料金」をご参照ください。

③利用料金の提案は、受益と負担の関係等を考慮して検討し、市長の承認が必要となるため、必ずしも提案内容とおりの料金設定が実現されるわけではありません。

④指定期間中であっても、条例改正により上限額を変更する場合があります。その際の取扱いは、必要に応じて改めて協議を行います。

⑤平成25年度に現在の指定管理者が受け取った利用料金のうち、平成26年度利用に係る前納分については、現在の指定管理者より引き継ぎます。【指定期間終了時、次々期開始年度使用分(平成30年度使用分)に係る前納分は、次々期の指定管理者に引き継ぐこととなります。】

(2) 指定管理料

- ① 指定管理者は、施設の利用料金を自らの収入とすることができるほか、別途、神戸市から指定管理料を支払います。施設の利用料金収入を勘案して指定管理料を算定し、提案してください。
- ② 指定管理料には、人件費、事務費、管理費、光熱水費、修繕費、負担金等すべてを含むものとし、事故及び自然災害等の特別な場合を除き原則として増額いたしませんので、事業計画及び収支計画立案の際にはご注意ください。ただし、修繕費については、予算額を 4,000 千円とし精算を行います。
- ③ 指定管理料は提案された金額を基に、神戸市と指定管理者候補者（以下「候補者」という。）との間で協議の上決定します。
- ④ 利用料金収入、指定管理料の平成 22～24 年度決算、25 年度予算については、別添資料集 P20「4. 指定管理料等決算実績」をご参照ください。
- ⑤ 指定管理料は、会計年度（4 月～3 月）ごとに予算の範囲内で支払います。具体的な支払い時期は協議の上、決定します。
※指定管理料 平成 24 年度決算実績：41,177 千円 平成 25 年度予算 41,177 千円
※別添資料 P20「4. 指定管理料等決算実績」をご参照ください。
- ⑥ 支払い方法は口座振込によることとし、灘区民ホールの運営にかかる専用の口座に振り込みます。
- ⑦ 神戸市が指定管理者の指定を取り消した場合は、指定管理者は、指定を取り消された日から起算して 30 日以内に、神戸市が既に支払った各月分の経費を日割り計算で神戸市に返還しなければなりません。

6. 併設施設との経費の按分

灘区民ホールは、同じ建物の中に神戸市保健福祉局が所有する部分があり、現在は 2 階に兵庫県聴覚障害者情報センターが、3 階に財団法人兵庫県予防医学協会が入居しています。次の項目については、指定管理者が建物全体を対象にして業務を実施し経費を負担しますが、所要経費について、専有面積の割合で按分し、「5.(2) 指定管理料」とは別に神戸市保健福祉局に負担を求めることができます。これらの項目については、経費を按分するに際し、明細が必要になりますのでご注意ください。なお、財団法人兵庫県予防医学協会は平成 25 年度末で移転する予定ですが、3 階は引き続き保健福祉局が所有するため、経費の按分は従前のとおりです。

(1) 経費を按分している項目

清掃（共用部分のみ）、全館共通設備の管理点検、機械警備、エレベーター保守、自動ドア保守、ゴンドラ保守、電波障害添架料、光熱水費、共用部分の修繕・消耗品

(2) 按分割合

神戸市保健福祉局 44% 灘区民ホール 56%
※平成 24 年度実績 神戸市保健福祉局 17,211 千円

7. 駐車場について

地下 1 階は自走式、地下 2 階は機械式の駐車場となっています。平成 18 年 3 月末までは有料の駐車場でしたが、駐車場の利用台数も少ないことから、平成 18 年 4 月より地下 2 階の機械式の駐車場は閉鎖し、地下 1 階の自走式の部分について、灘区民ホールの建物を利用される人の無料駐車場（約 5 台分）として取り扱っています。この取扱いは平成 26 年度以降も継続します。

第3章 応募手続き

8. 応募者及び応募資格に関する事項

(1) 応募資格

法人その他の団体（以下、「団体」という。）で、灘区民ホールの管理運営を行う上で人的及び物的管理能力を有する者とします。

①個人での応募は不可とします。

②複数の団体により構成される団体（以下、「共同事業体」という。）として応募することができます。この場合には、グループ応募時に共同事業体を結成し、代表団体と役割分担を定め、「(様式 1-2) 団体概要（代表団体用）」、「(様式 1-3) 団体概要（構成団体用）」、「(様式 1-4) グループ応募構成書」及び「(様式 1-5) 共同事業体結成届出書」を作成し、応募書類として提出してください。

なお、代表者の権限や構成員の役割分担及び責任分担を明記した「共同事業体協定書」を作成し、後日別途指定する日までに提出いただきます。

③共同事業体結成は、提案書提出時まで可能です。

(2) 応募者の制限

提案書類受付時点において、次に該当する団体は、応募者となることができません。（グループ応募の場合は、構成団体のいずれかが次の要件に該当する団体についても応募者となることができません。）制限事項に該当しないことを確認の上、「(様式 1-6) 地方税に関する誓約書兼神戸市税に関する調査に対する承諾書」を提出してください。

①代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる団体

②会社更生法及び民事再生法等による手続き中である団体

③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者としてもしくは実質的に経営に参与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体など、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（以下、「暴力団等排除要綱」という。）第5条各号に該当する団体

④団体、代表者が国税（法人税、所得税、消費税（地方消費税を含む）又は神戸市税を、滞納又は未申告である団体

⑤地方自治法施行令第167条の4の規定により、本市から入札の参加者資格を取り消されている団体

⑥神戸市指名停止基準要綱に基づき指名停止を受けている団体

⑦本市の指定管理者の公募に応募しようとする日から過去1年以内に、指定管理者の責に帰すべき理由により、指定管理者の指定の取り消しを受けた団体

上記のほか、応募受付後でも、市民参画推進局指定管理者候補者選定評価委員会での審査・選定までの間に上記7項目又は以下の項目に該当する場合には、審査対象から除外します。なお、グループ応募の場合は、構成団体のいずれかが該当する場合についても、選定審査の対象から除外します。また、選定・指定後にその事実が判明した場合には、指定しない若しくは指定取消・違約金の請求などの措置を行う場合があります。

⑧応募者に虚偽の申請があった場合

⑨提案の採否の働きかけを行うなど指定管理者の選定に関して、応募者又はその代理人等の関係者が本市職員、選定評価委員会の委員と不正な接触をもった場合

⑩複数の団体による共同応募もしくは単独応募があった場合に、当該団体が同一の施設へ他の団体等との共同応募もしくは単独応募をした場合、又は資本面若しくは人事面で関係ある団体（当該団体の出資総額の100分の50を超える出資をしているもの又は、当該団体の役員を兼ねているもの）が重複して応募する場合（重複応募の禁止。なお、同一の共同応募に、資本面若しくは人事面で関係ある団体が参加する場合はこれに該当しない）

- ⑪複数の提案書類を提出した場合
- ⑫提案書類に虚偽又は不正があった場合
- ⑬提案書類受付期限までに所定の書類が整わなかった場合
- ⑭応募要領に違反又は著しく逸脱した場合

(3) 応募資格の確認

応募資格の確認のために、提出のあった役員等名簿を警察等関係機関への照会にあたって使用する場合があります。

(4) 委託等の制限

業務の全部又は大部分を再委託することはできません。業務の一部を再委託等する場合、市の事前承諾を得てください。また、業務の一部を再委託等する場合、受託者等が暴力団排除要綱第7条から第21条までに規定する除外措置を受けている者である場合には、再委託等にかかる事前承諾を行いません。なお、利用料金徴収の再委託は行わないでください。

(5) 指定の取り消し

指定管理者が本市の指示又は監督に従わないとき、神戸市契約事務などからの暴力団等の排除に関する要綱（以下、「暴力団排除要綱」という。）第5条第1項各号に該当すると認められるとき、その他管理の業務を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。なお、暴力団排除要綱第5条第1項各号に該当することを理由として指定の取消しを行う場合、市は様式5-11の当該年度における指定管理料の指定管理料等の10分の1に相当する額を違約金として指定管理者に請求することがあります。

(6) 目的外使用許可

目的外使用許可を受けて指定管理者その他の事業者が事業を実施することを予定する場合、許可を受けた者が暴力団排除要綱第5条第1項各号に該当する者であれば、地方自治法第238条の4第9号の規定による許可の取消しを行う場合があります。

(7) 誓約書の提出

応募資格を満たしていることを誓約する書類（様式1-8）を提出してください。

9. 申請の手続き

(1) スケジュール

| | |
|---------------|--------------------------|
| ① 応募要領の配布 | 平成25年 7月10日（水）～ 7月17日（水） |
| ② 現地説明会参加申込受付 | 7月10日（月）～ 7月18日（木） |
| ③ 現地説明会の開催 | 7月19日（金） |
| ④ 応募登録の受付 | 7月23日（火）～ 7月29日（月） |
| ⑤ 応募に関する質疑の受付 | 7月23日（火）～ 7月29日（月） |
| ⑥ 質疑に対する回答 | 8月12日（月） |
| ⑦ 提案書類の受付 | 9月10日（火）～ 9月13日（金） |
| ⑧ 選定評価委員会 | 9月下旬 |
| ⑨ 選定結果の通知及び公表 | 10月上旬 |

(2) 応募要領の配布

- ① 配布日時：平成25年7月10日（水）から7月17日（水）までの平日
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間は除く）
- ② 配布場所：神戸市市民参画推進局文化交流部（神戸市役所1号館17階）

③備考：ホームページからダウンロードできる資料以外に配布する資料等がございますので、配布場所にお越しください。ホームページのアドレスは以下のとおり。
<http://www.city.kobe.lg.jp/information/economy/administration/goannai/shimin.html>

(3) 現地説明会

①開催日時：平成 25 年 7 月 19 日（金）午前 10 時 00 分から

②集合場所：灘区民ホール 1 階ロビー

③申込方法：参加を希望する場合は、「説明会参加申込書（様式 2-1）」に必要事項を記入し、郵送又は FAX、電子メール（電子メールの場合は、件名を「灘区民ホール現地説明会」としてください。）のいずれかで、下記提出先へ 7 月 18 日（木）午後 5 時までにお申込下さい。参加人数は、各団体 2 名以内とします。（ただし、グループ応募を予定している場合は、共同事業体全体で 1 団体とみなします。）

④内容：応募要領の説明と施設見学を行います。

※応募要領等の資料を持参してください。

(4) 応募登録の申込

灘区民ホールの指定管理者に応募しようとする者は、「登録申込書（様式 3）」に必要事項を記入し、下記提出先まで郵送又は持参して下さい。

応募に関する質問の受付、回答及び提案書類の受付は、応募登録の申込をした者に限らせていただきます。

グループ応募を予定している団体であっても、構成団体が未確定の場合は、代表者になる予定の団体が「登録申込書（様式 3）」を提出してください。後日、構成団体が決まった際に、「登録申込書（様式 3）」を差し替え、併せて「（様式 1-2）団体概要（代表団体用）」、「（様式 1-3）団体概要（構成団体用）」、「（様式 1-4）グループ応募構成書」及び「（様式 1-5）共同事業体結成届出書」を作成し提出してください。この届出は提案書類提出時までに行ってください。（提案書類と同時提出可）

受付期間：平成 25 年 7 月 23 日（火）から 7 月 29 日（月）

なお、持参の場合は、平日の午前 9 時から午後 5 時までとします（正午から午後 1 時までの間は除く）。郵送の場合は 7 月 29 日（月）午後 5 時必着とします。

(5) 応募登録後の共同事業体の結成、構成員の変更

①応募登録を行った団体（共同事業体を含む）が、新たな共同事業体を結成するとき。

②応募登録を行った共同事業体から、代表団体以外の団体が脱退するとき。

上記の場合、神戸市と協議の上、①の場合は、代表団体と役割分担を定め、②の場合は役割分担を定め、「（様式 1-3）団体概要」、「（様式 1-4）グループ応募構成書」及び「（様式 1-5）共同事業体結成届出書」を作成し、その他必要書類共に提出してください。

ア. ②の場合、共同事業体から脱退した団体の単独の応募登録は認めません。

イ. 共同事業体が代表者のみとなった場合は、あらためて単独の応募登録を行ってください。

ウ. 共同事業体から代表者が脱退した場合は、その共同事業体は応募辞退したものとします。

(6) 応募に関する質疑

①受付期間：平成 25 年 7 月 23 日（火）から 7 月 29 日（月）

なお、持参の場合は、平日の午前 9 時から午後 5 時までとします（正午から午後 1 時までの間は除く）。

②受付方法：「質疑書（様式 4）」に質疑趣旨を簡潔にまとめて記入し、下記提出先まで持参又は郵送、FAX、電子メールのいずれかで、期間内に送付して下さい。（電子メールによる場合は、件名を「灘区民ホール質疑書」として下さい。）受付期間外の提出及び適正な手続きによらない照会（口頭、電話等）には回答いたしません。なお、グループ応募の場合は、代表団体がとりまとめのうえ、質疑を行うようにして下さい。

③回答日：平成 25 年 8 月 12 日（月）

④回答方法：質疑者及び応募登録者全員（グループ応募の場合は代表団体）に FAX 又は電子メールにて回答します。

(7) 提案書類の受付

①受付期間：平成 25 年 9 月 10 日（火）午前 9 時から 9 月 13 日（金）午後 5 時まで

②提出方法：下記提出先まで郵送又は持参して下さい。なお、持参の場合は平日の午前 9 時から午後 5 時までとします（正午から午後 1 時までの間は除く）。郵送の場合は 9 月 13 日（金）午後 5 時必着とします。

(8) 問合せ先及び提案書類提出先

〒650-8570

神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号

神戸市市民参画推進局文化交流部

（神戸市役所 1 号館 17 階）

電話 078-322-6495

FAX 078-322-6137

電子メール bunkakoubo@office.city.kobe.lg.jp

(9) 留意事項

①費用の負担

応募に関し、必要な費用は申請者の負担とします。

②提案書類の著作権等

ア. 神戸市が提示する書類の著作権は神戸市に帰属するものとします。

イ. 神戸市が提供する資料は、応募にかかる検討以外の目的で使用することを禁止します。

またこの目的の範囲であっても、神戸市の上承を得ることなく第三者に対して、これを開示したり使用させたりすることを禁止します。

ウ. 申請者が提出する図書等の著作権は、それぞれの申請者に帰属するものとします。ただし、公表、展示及びその他市が必要と認めるときには、神戸市はこれを無償で使用できるものとします。また、提案図書等は神戸市情報公開条例に基づき公開することがあります。

エ. 神戸市は、提出された提案図書等の取り扱い及び保管にあたっては、十分注意しますが、不測の損傷等については責任を負わないものとします。なお、提案図書等は理由の如何を問わず返却しません。

10. 提出書類

申請を希望する団体（以下、「申請者」という。）は、次の提案書類を提出して下さい。なお応募に際して必要となる費用は全て申請者の負担とします。提案書類は理由の如何を問わず返却いたしません。

(1) 指定申請書（様式 1-1～8） 正本 1 部 副本 10 部

(2) 事業計画書（様式 5-1～12） 正本 1 部 副本 10 部

※（様式 5-2～5-12）については、申請者の法人・団体名を記載しないようご注意ください。

(3) 関係書類 正本 1 部 副本 5 部

- ①定款、寄付行為（法人以外の団体にあつてはこれに相当する書類）
- ②法人登記簿謄本及び印鑑証明書（法人のみ）
- ③法人税、消費税及び地方消費税、都道府県税、市町村税の各納税証明書（直近の3か年分：法人税、消費税については、未納がないことの証明のみで構いません。都道府県税及び市町村税については、本社（本店）所在地及び、神戸市の支社（支店）分のみの提出で構いません。神戸市に本社（本店）又は支社（支店）がない場合は、本社（本店）所在地及び、今回の申請を担当する支店（支社）が存在する都道府県税及び市町村税の各納税証明を提出してください。ただし、「地方税に関する誓約書兼神戸市税に関する調査に対する承諾書」（様式 1-6）に必要事項を記入の上、提出いただければ、神戸市で納付状況の確認を行うことができるため、神戸市税に関する納税証明書は不要となります。）
- ④法人税、消費税及び地方消費税の申告書（別表含む：直近の3か年分）
- ⑤団体等の事業計画書及び収支予算書又は利益計画書（申請書提出日の属する年度）
- ⑥事業報告書及び収支計算書又は損益計算書及び貸借対照表（直近の3か年分）
- ⑦団体等の設立趣旨、運営方針、事業内容等の概要が分かるもの
- ⑧役員名簿及び履歴を記載した書類

※指定申請書と事業計画書を、1部ずつセットにし、市販のフラットファイル等に、1セットにつき1冊にまとめ、表紙名「灘区民ホール指定申請書類綴」をつけるとともに、様式ごとにインデックスをつけ、提出してください。

※関係書類については、市販のフラットファイル等に、1セットにつき1冊にまとめ、表紙名「灘区民ホール指定申請関係書類綴」をつけるとともに、項目ごとにインデックスをつけ、提出してください。

※法律上⑤⑥に記述した書類を製作する義務を負っていない団体であっても、当該指定管理者事業を実施する上の「団体等」の現況をどのように自己分析されているのか（→「事業報告書」）、当該事業実施が今後の「団体等」の事業運営にどのように組み込まれているのか（→「事業計画書」「利益計画書」という内容が審査上必要であるため、当該書類を作成の上、提出してください。提出がない場合は、8-(2)-⑬「提案書類受付期限までに所定の書類が整わなかった場合」に該当すると判断します。

(4) 「灘区民ホール指定申請書類綴」と「灘区民ホール指定申請関係書類綴」は正本、副本にかかわらず、全てのファイルを一つの封筒などに入れ、密封（ホッチキス留めは不可）の上、提出してください。（ただし、地方税にかかる誓約書は正本にもコピーを入れ、押印したものは上記封筒の中に入れず、別に密封の上、提出してください。これは税務部門への問い合わせに使用するためです。）

(5) 取り扱いの公平を期するために、提出いただいた提案書類一式はいったんそのまま保管し、書類の提出受付が終了した後に希望する応募者の立会いのもとに一斉に開封します。

(6) 開封後は、正本のみ応募者立会いのもとで再度密封します。希望者は立会うことができます。その際は各応募者の方1名のみでお願いします。希望者は事前に連絡をしてください。

- ①立会い日時：平成25年9月13日（金）午後5時30分
- ②場 所：神戸市役所1号館19階 市民参画推進局会議室
- ③立会い人数：1団体につき代表者を含め1名（ただし、グループ応募を予定している場合は、共同事業体構成団体全体で1団体とみなします。）

11. 事業計画の記載内容

灘区民ホールの機能をより効果的に発揮するため以下の各項目について具体的に記載してください。

(1) 灘区民ホール管理運営上の基本方針（様式5-2）

① 灘区民ホールの管理運営を行う上での総合的な基本方針、第2章に示した貸館を含む施設の運営業務、施設の維持管理業務、自主事業の基本方針、利用率・利用人数などの達成目標を具体的に示してください。

※ 目標とする利用率としては、踏み入れ利用率（開館日のうち、いずれかの区分（午前・午後・夜間）で利用があった場合、その日の利用があったとする考え方で、計算式は、「利用日数（利用があった日）÷総開館日数」）は必ず提示してください。また、コマ数に対する利用率である「実利用率」を併せて提示することも可能です。

② コストの削減、環境負荷低減、地域団体との連携、ユニバーサル社会実現への配慮などについて記載してください。

(2) 灘区民ホールの管理運営体制と組織に関する計画（様式5-3）

① 基本方針

② 管理運営業務を行うための組織図

③ 組織を効率よく運営するための工夫

④ 職員配置計画について（午前、午後、夜間に分けて人数を記入）

⑤ 職員の雇用形態について

⑥ 女性の就業・雇用促進について

⑦ 個人情報保護について、法令順守について

⑧ 職員の質の向上のための研修の計画について（責任者へのアートマネジメント研修を含む）

⑨ 危機管理の考え方

(3) 灘区民ホールの維持管理運営業務に関する計画（様式5-4）

施設の保守管理、清掃業務等の維持管理業務についてどのように実施するのか示してください。一部の業務を外部に委託する場合は、それらの業務の内容及び委託先選定方法などを含めた外部委託の考え方も示してください。また、地元企業等の活用についての考え方も示してください。

① 基本方針

② 設備、保守点検業務等の管理体制、計画

③ 委託先選定について、選定方法・委託先の能力把握など外部委託の考え方

④ 地元企業の活用について

(4) 貸館事業に関する計画（様式5-5）

① 貸館業務の基本的な考え方や計画、目標とする利用率・利用人数、利用率・利用人数を向上させるための取組みについて示してください。併せて広報についても考え方を示してください。

② 利用料金設定の考え方と想定している利用料金収入について具体的に示してください。

ア. 現行の条例の利用料金を上限とし、この範囲内で考えてください。

イ. 条例を改正することを前提とした利用料金の提案も可能です。ただし、消費税率に関しては下記の考え方としてください。

※ 近隣類似施設の料金設定の状況等から条例改正を伴う利用料金の提案をすることは可能ですが、この場合も消費税率については5%であることを前提とした提案としてください。（「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」（平成24年法律第68号）に基づき、平成26年4月1日に8%、平成27年10月1日に10%へと引き上げられる予定の消費税については、法改正に合わせて速やかに消費税率相当の増改定を行うことを前提に検討しており、改正法の施行に合せ、市と指定管理者で必要な協議を行う予定です。このため、この法改正を反映した条例改正を伴う利用料金の提案はできません。）

ウ. これ以外でも、利用料金については、条例の改正により改定する場合があります。その場合の取り扱いについては、必要に応じて改めて協議を行うこととします。

③条例の改正案は、議案として市会の議決を受けることとなります。なお、市会の議決が得られなかった場合及び否決された場合は、現在の条例が平成26年度以降も継続します。

④利用申請の受付など貸館事業における利便性向上のために独自の工夫があれば記載してください。

(5) 自主事業に関する計画（様式5-6）

①講座事業に関する計画（講座事業を実施する場合のみ記載）

ア. 講座事業を実施するにあたっての基本方針を示してください。

イ. 灘区民ホールで実施する講座事業について、講座名、回数、講師、受講料、開催時間、使用を予定している施設等の事業計画を示してください。

ウ. 講座事業をどのような体制で実施するのか、その組織図を示して下さい。

エ. 受講生を募集する方法について示してください。

②芸術文化に触れる機会を提供し、市民相互の交流及び地域活動の振興に資する自主事業（①の講座事業以外）についての計画を具体的に示してください。

ア. 講座事業以外の自主事業を実施するにあたっての基本方針を示してください。

イ. 各区民センターで実施する自主事業について、名称、回数、入場料など、開催時期、使用を予定している施設などの事業計画を示してください。

(6) 地域文化活性化事業の開催に関する計画（様式5-7）

灘区民ホールの大ホールを使用し、芸術文化に触れる機会を提供し、地域の文化活性化に資する地域文化活性化事業についての計画を具体的に示してください。

①地域文化活性化事業を実施するにあたっての基本方針を示してください。

②各区民センターで実施する地域文化活性化事業について、名称、回数、入場料など、開催時期、使用を予定している施設などの事業計画を示してください。

(7) サービス向上の実現方策（様式5-8）

開館時間・延長利用・休館日については条例・規則で定められていますが、これらについての提案があれば考え方を示してください。また、利用者の満足度を向上させるために、どのようなことを考えているか示してください。特に利用者のニーズをどのように把握するか、どのように対応するかについて示してください。

(8) 施設管理に関する収支計画（様式5-9～10）

年度ごとに収支計画を作成してください。収支計画の中で、利用料金収入と神戸市からの指定管理料については明確に示しておいてください。なお、提案される収支計画については、収支が適正である必要があります。また、(6) 地域文化活性化事業を忘れずに記載してください。

支出項目のうち人件費は大きな割合を占めますが、各種労働法令に基づき、適切な労働条件となるように努力してください。

利用料金収入は、現在の条例上の利用料金を上限とし、その他収支積算に使用する消費税率は『5%』として、平成26年度から向こう4年間の収支計画を作成してください。法改正により消費税率が変更された際には、増税が実施されたことに伴う支出増額分については、市と指定管理者とのリスク分担に基づき、それぞれが負担するものとします。いずれにせよ、改正法の施行にあわせ、市と指定管理者で必要な協議を行うこととします。

(9) 自主事業に関する収支計画（様式5-11～12）

講座事業を含んだ、自主事業に対する収支計画を具体的に示してください。市民への負担（受講料等）を具体的に明示してください。なお、提案される収支計画については、収支が適正でバランスがとれている必要があります。(6) 地域文化活性化事業は含めません。

第4章 選定・協定

12. 審査及び選定に関する事項

(1) 審査方法

指定管理者の選定にあたっては、選定評価委員会を設けて、下記基準により総合的に判断するものとし、選定評価委員会は非公開とします。また、選定評価委員会では、必要に応じて外部の有識者の意見を聞くことがあります。

- ① 灘区民ホールの効用を最大限発揮できるものであり、サービスの向上を図ることができるものであること。
- ② 平等な利用を確保することができるものであること。
- ③ 施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること。
- ④ 効率的な施設管理を図ることができるものであること。
- ⑤ 申請者が安定した施設管理、事業実施に必要な人員及び財政的基盤を有していること。
- ⑥ 個人情報の保護が図られるものであること。
- ⑦ 関係法令を遵守し、灘区民ホール利用者の安全を確保しているものであること。

(2) 選定基準

| 審査項目 | 配点 |
|--|-----|
| 応募団体の概要 【財務分析、公益事業に取り組む姿勢、法令順守、障害者雇用への取り組み、類似業務を実施した実績、指定管理者自身が地元であるか】 | 15 |
| 運営上の基本方針 【総合的な基本方針と達成目標、コスト削減、環境負荷低減への取り組み（KEMS 取得など）、地域団体との連携、ユニバーサル社会実現への配慮】 | 10 |
| 施設の管理運営体制と組織・業務に関する計画 【管理運営体制（組織、雇用形態、女性の就業、個人情報の保護、法令順守、職員配置計画、職員研修計画、危機管理）、設備保守・点検業務、委託先選定理由・地元企業の活用】 | 20 |
| 利用者へ提供するサービスの計画 【貸館事業に関する計画、自主事業（講座事業・講座事業以外の自主事業）に関する計画、地域文化活性化事業に関する計画、サービス向上の実現方策、自主事業の収支計画】 | 35 |
| 収支計画 【管理経費、収支バランス、実現可能性】 | 20 |
| 合計 | 100 |

(3) 選定方法等

- ① 応募のあった提案書類について、選定評価委員会でヒアリングを実施したうえで評価を行い、優先交渉権者及び次点者（以下、「交渉権者」という）を選定します。
- ② 選定評価委員会において審査の結果、全応募団体が指定管理者として最低限必要な基準に達していないと判断した場合は、指定管理者（候補者）を選定せず、再度公募を行う場合があります。
- ③ 提案書類の枚数制限の超過など、形式要件の不適合がある場合は、枚数制限については、不適合の部分も含め、全体を審査対象とするが、所定の減点を行います。その他の不適合部分については、提案内容に対する影響の軽重を考慮のうえ、減点を行います。

- ④次点者の権利は、神戸市会において指定管理者候補者に対する議案が可決された時点で喪失します。
- ⑤神戸市は優先交渉権者との間で細目協議を行い、候補者を選定します。なお、選定評価委員会開催後に、事情の変化や新たな事実の判明等により提案実現の可能性が著しく低いと判断した場合は、優先交渉権者との細目協議を取りやめ、次点者と細目協議を行い、候補者を選定します。
- ⑥神戸市は、細目協議において、交渉権者の提案に対し、提案内容の趣旨を変更しない範囲で修正を求めることが可能とし、交渉権者は、修正に応じなければならないものとします。

(4) 選定結果

選定結果について応募者全員（グループ応募の場合は代表団体）にお知らせすると同時に、結果を公表します（10月上旬を予定）。公表時には、採点結果と応募のあったすべての団体名（候補団体以外が特定できない形式）も公表します。（よって応募が2団体の場合は、団体ごとの採点結果も明らかになります。）

(5) 情報の公開

応募者からの提出書類については、「神戸市情報公開条例」に基づく情報公開請求が提出された場合、同条例に基づき請求者に開示されます。また、優先交渉権者となった団体の応募書類については、公表、展示及びその他神戸市が必要と認めるときには、神戸市はこれを無償で使用できるものとします。

(6) その他

- ①応募者が1団体のみ場合は、審査基準に基づき、適格性の審査を実施いたします。
- ②正式に指定管理者として指定されるまでの間に、指定管理者の候補に事故がある時は、選定されなかった申請者のうちから新たに指定管理者の候補を選定することがあります。なお、市会の議決までの間に候補者が前掲の応募資格に抵触することとなった場合及び応募者の制限要件に該当することが判明した場合は、指定管理者とする議案を市会に付議しないことができるものとします。

13. 神戸市会の議決

指定管理者候補者の選定後、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、市会に候補者を指定管理者とする議案を付議し、議決を受けることとなります。

なお、市会の議決が得られなかった場合及び否決された場合においても、候補者が本件に関して支出した費用については、補償しません。

また、事業計画の提案において、条例の改正に関する事項は、市会での議決が必要となります。よって、条例改正について市会の議決が得られなかった場合及び否決された場合、指定管理者には、業務運営について、神戸市との協議の上、現条例による運営を実施していただく場合が考えられますのでご注意ください。

なお、市会の議決後、協定締結までの間に候補者が前掲の応募資格に抵触することとなった場合及び応募者の制限要件に該当することが判明した場合は、神戸市は協定を締結しないことができるものとします。

14. 協定に関する事項

(1) 協定の締結

神戸市会の議決をもって指定管理者を指定し、神戸市は指定管理者と協定を締結します。その時点で、他の交渉権者は資格を喪失します。なお、協定書の発効は平成26年4月1日とします。また、協定書は神戸市と指定管理者との協議に基づき、原則、指定期間を通じた複数年協定を締結します。

(2) 協定内容

- ①指定期間に関する事項
- ②施設の概要に関する事項
- ③指定管理者が行う業務の範囲に関する事項
- ④神戸市が支払う経費に関する事項
- ⑤管理の基準に関する事項
- ⑥善管義務に関する事項
- ⑦物品の貸与及び管理に関する事項
- ⑧施設の工事及び修繕に関する事項
- ⑨事業報告に関する事項
- ⑩事業の評価に関する事項
- ⑪指定期間終了後の引継ぎに関する事項
- ⑫指定の取り消し及び管理運営業務の停止に関する事項
- ⑬管理運営業務を行うにあたって保有する個人情報の保護に関する事項
- ⑭履行保証に関する事項
- ⑮その他市長が必要と認める事項

(3) 関係法規の遵守

協定の内容については、指定管理者自らの責任において、関係法令等を十分に調査し、遵守することとします。特に地方自治法や神戸市立区民センター条例及び同条例施行規則のほか、個人情報保護法、神戸市個人情報保護条例、神戸市行政手続条例、神戸市政の透明化の推進及び公正な職務執行の確保に関する条例、労働関係法令、建築基準法、神戸市情報セキュリティポリシー等の適用について留意してください。

(4) 個人情報の保護

指定管理者は、神戸市個人情報保護条例の適用を受けますので、灘区民ホールの管理運営上知り得た個人情報を適切に保護する必要があります。個人情報の適正な取扱いの具体的内容等については、別途協定で定めるものとします。

(5) 協定の解除

協定締結後、指定管理者が提案内容を実現しなかった場合、相当期間内に実現する見込みがないと神戸市が判断した場合、及び前掲の応募資格に抵触することとなった場合及び応募者の制限要件に該当することが判明した場合は、神戸市は協定を一方向的に解除できることとします。

第5章 その他

15. 事業の評価

(1) 自己評価の実施

①施設運営について、利用者アンケートや利用者等から意見を聴取し、評価を行ってください。アンケートは通年を目標として、可能な限り長期間収集を実施するように努めてください。

②モニタリングの実施

施設運営について、毎年、年度開始時、終了時の2回、「自己チェック」を実施していただきます(定められた様式に基づきます)。実施後、これに基づき神戸市がチェックを実施します。

(2) 神戸市の評価項目

利用者意見の結果及び事業報告書を元に毎年の活動内容を下記項目ごとに評価します。

なお、毎年の評価に際しては、外部の有識者からの評価、意見等を求める場合があります。

①利用率 原則として平成22年度から25年度までの4年間の平均と提案いただいた目標値をもとに評価します。

②収支状況 原則として平成22年度から25年度までの4年間の平均をもとに評価します。

③事業効果達成度①、②及び事業の成果をもとに総合的に評価します。

④毎年の評価結果は、対外的に公表するとともに(※1)、次々期指定管理者の公募時に、評価の対象として、評価の結果に基づき以下(※2)のとおり加点、減点します。(次期指定管理者が応募した場合)。

(※1)【参考】現在の指定管理者の管理運営に対する評価結果は、神戸市ホームページをご覧ください。

<http://www.city.kobe.lg.jp/information/economy/administration/hyoukakekka/index.html>

(※2)

ア. 直近3年連続で「AAA」の場合、総得点を10%加算

イ. 直近3年間の評価が連続して「AA」以上の場合、総得点を3%加算

ウ. 直近3年のうち2年の評価が「AA」以上(但し、直近の評価が「B」の場合を除く)又は「B」以下の場合、総得点を2%加減算

エ. 直近3年連続で「B」以下又は直近の評価が「C」の場合、次々期選定への応募資格を与えない

(3) 是正勧告

①利用者意見の結果及び毎年の事業報告書、事業進捗状況報告書等に基づき、業務内容に改善が必要と認める場合は、神戸市はその都度立ち入り調査、協議のうえ、指定管理者に対して業務改善勧告、是正勧告等を行います。

②なお、是正勧告等によっても改善が見られない場合、及び指定管理者の業務が、この応募要領で示す業務の基準を満たしていないと判断した場合は、指定期間中でもその指定を取り消すこととなります。

16. 事故報告・リスク分担

(1) 事故発生、不可抗力による施設・設備の損傷、第三者への賠償にかかる責任分担については、当該事案の内容により協議しますが、一次的責任は指定管理者が有することとするため、指定管理者は遅滞なく神戸市に連絡するとともに、利用者等の安全確保に努め、被害を最小限に食い止めるための措置を講じてください。

(2) 施設に対する火災保険は神戸市の責任で付保しますが、施設賠償保険については、指定管理者が加入することとします。なお、保険範囲については協定で取り決めます。

(3)管理運営にかかる市と指定管理者の責任分担は、次表のとおりとします。

| 項 目 | | リスク分担 | |
|--|---|-------|-------|
| | | 市 | 指定管理者 |
| 法令等の変更 | 指定管理者制度や施設の管理運営に影響を及ぼす法令等の変更 | 協議による | |
| | 上記以外の法令等の変更 | | ○ |
| 税制度の変更（指定管理料にかかる消費税を除く） | | | ○ |
| 物価・金利の変動 | | | ○ |
| 需要の変動 | | | ○ |
| 事故発生（情報漏えい等を含む） | 指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの | | ○ |
| | 施設・設備の設置に関する瑕疵によるもの及びこの影響による利用の制限に伴う指定管理者の逸失利益 | ○ | |
| | 上記以外の理由によるもの | 協議による | |
| 施設・設備の損傷 | 指定管理者の故意・過失によるもの | | ○ |
| | 施設・設備の設計・構造上の原因によるもの及びこの影響による利用の制限に伴う指定管理者の逸失利益 | ○ | |
| | 上記以外の理由によるもの | 協議による | |
| 備品の損傷 | | | ○ |
| 周辺地域・住民・利用者への対応 | 施設の設置に関する訴訟・苦情・要望・住民反対運動等の対応 | ○ | |
| | 指定管理者が行う業務及び自主事業に起因する訴訟・苦情・要望・住民反対運動等の対応 | | ○ |
| | 上記以外のものに関する訴訟・苦情・要望・住民反対運動等の対応 | 協議による | |
| | 公の施設を利用する権利に関する不服申立て | ○ | |
| 第三者への賠償（国家賠償法に基づく求償権を市が指定管理者に行使する場合を含む） | 指定管理者としての業務及び自主事業により損害を与えた場合 | | ○ |
| | 施設・設備の設置に関する瑕疵により損害を与えた場合 | ○ | |
| | 上記以外の理由で損害を与えた場合 | 協議による | |
| 事業の変更・休止・中止 | 指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの | | ○ |
| | 市の責めに帰すべき事由によるもの | ○ | |
| 上記に定めるもののほか不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の市又は指定管理者のいずれの責めにも帰することのできない自然的又は人為的な現象）によるリスク | | 協議による | |
| 業務の引き継ぎに関する費用（引き継ぎを受ける場合及び次期指定管理者に引き継ぐ場合とも） | | | ○ |

※本表に定める事項で疑義がある場合又は本表に定めのない事項については、市と指定管理者が協議の上定めることとします。

17. 履行保証等

(1) 履行保証

- ① 指定管理者は、協定の締結と同時に、本市に対し、初年度指定管理料の 100 分の 3 に相当する額の保証金を納付していただきます。ただし、指定管理者が保険会社との間に、本市を被保険者とする初年度指定管理料の 100 分の 3 に相当する額の履行保証保険契約を締結し、その証書を提出することで、これにかえることができます。
- ② 本市は、管理運営終了後、原状回復終了時に、指定管理者の請求に基づき、履行保証金を返還します。この場合、保証金に利息は付しません。
- ③ なお、保証金は、管理運営期間内に、指定管理者の責めに帰す事由により、指定を取り消された場合には、返還いたしません。
- ④ 詳細については、指定管理協定等で取り決めます。

(2) 事業の継続が困難となった場合の措置

① 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、神戸市は、指定を取り消すことができるものとします。この場合神戸市に生じた損害は指定管理者が神戸市に賠償するものとします。

② 当事者の責めに帰すことのできない事由による場合

不可抗力等、市及び指定管理者の責めに帰さない理由により、指定管理者が指定管理者の業務を継続するのが困難である状況が発生したときは、費用の負担及び今後の対応について、市と指定管理者で協議するものとします。協議の結果、指定管理者が指定管理業務を継続するのが困難であると判断したときは、その指定を取り消すものとします。

18. 業務を実施するにあたっての留意事項

業務を実施するにあたっては、次の各項目に留意して円滑に実施してください。

- (1) 公の施設であることを念頭において、公平な運営を行うこととし、特定の団体等に有利あるいは不利になる運営をしないでください。
- (2) 関係法令等遵守
指定管理者は、業務を遂行する上で、地方自治法や神戸市立区民センター条例及び同条例施行規則のほか、個人情報保護法、神戸市個人情報保護条例、神戸市行政手続条例、神戸市政の透明化の推進及び公正な職務執行の確保に関する条例、労働関係法令、建築基準法、神戸市情報セキュリティポリシーなど関係法令を遵守しなければなりません。また、神戸市政の透明化の推進及び公正な職務執行の確保に関する条例における要望等については、日常的に頻繁に受ける重要性の低い要望等以外はできる限り記録するとともに、重要な要望等については必ず記録し、神戸市に報告してください。
- (3) 神戸市と連携を図った運営を行ってください。
- (4) 指定管理者が施設の管理運営に係る各種規程・要綱等を作成する場合は、神戸市と協議を行ってください。
- (5) 利用料金等を始め条例の改正によって運営上の条件が改定される場合があります。その場合の取り扱いについては、必要に応じ、別途改めて協議を行うこととします。
- (6) 必要に応じて施設管理上の賠償責任保険に加入してください。

- (7) 指定管理者が行う施設の利用許可は行政庁としての処分行為であり、法律（行政事件訴訟法、行政不服審査法）の規定に基づき、教示が義務付けられていることに留意してください。
- (8) 指定管理者は行政手続条例における「処分庁」に該当することから、行政手続条例等の適用を受けるため、指定管理者が、行政手続条例に係る手続き（基準の窓口への備付、取消処分における聴聞など）を講じてください。また、行政事件訴訟法第 11 条第 2 項の規定による取消訴訟の被告となる場合があります。
なお、不服申立てについては、地方自治法 244 条の 4 第 3 項の規定に基づき、地方公共団体の長に対してするものとされています。
- (9) 審査基準等の設定及び意見公募手続きは市民参画推進局が行います。但し、利用料金に関することはこの限りではありません。
- (10) 指定管理者の指定後、当該団体の法人格に変更が加えられた場合
原則として指定管理者を再度指定することが必要となり、議会での議決を要することとなります。但し、名称のみの変更など、法人としての「同一性」が保持されている場合は、この限りではありません。
- (11) 指定管理者の指定後、共同事業体の構成に変更が加えられた場合
原則として指定管理者を再度指定することが必要となり、議会での議決を要することとなります。
- (12) 従業員用の駐車場、駐輪場はありません。
- (13) この応募要領、仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について定めのない事項又は疑義が生じた場合については神戸市と協議し決定してください。

19. その他の事項

- (1) 条例で定めている業務以外で使用する場合の取り扱い（目的外使用許可）

（行政財産目的外使用許可状況：別添資料集 P25 をご参照ください）

① 指定管理者が行う事項

ア. 施設内に自動販売機、公衆電話を各 1 台以上設置することとします（電話会社が設置を断った場合、撤去した場合はこの限りではありません。）

イ. 上記アに際しては、毎年度、神戸市長に目的外使用許可申請書を提出し、許可を受けていただく必要があります。この使用に係る費用（目的外使用料）については、別途、神戸市に納付していただきます。また、設置に係る費用は指定管理者が負担するものとし、利用収入は指定管理者のものとし、

ウ. 新規に設置する自動販売機は、神戸市グリーン調達等推進基本方針および平成 24 年度神戸市グリーン調達等方針とそれに係る判断基準を満たした、環境への負荷が少ないものとしてください。

※問い合わせ先：神戸市環境局環境創造部地球環境課 TEL：078-322-5301

エ. 行政財産の目的外使用に伴う光熱水費相当分（以下、「償還金」という。）の取り扱いについて

償還金については、指定管理者が直接徴収することとします。

② 現在の施設管理者以外に使用許可をしている目的外使用許可がある場合

ア. 現行のまま継続するものとし、

イ. 指定管理者はアの施設と日頃より意思の疎通に勤め、施設の管理運営に支障が発生しないように努めてください。

(2)業務の引継ぎ等について

①予約申し込み等の引継ぎ

ア. 灘区民ホールは使用日の 1 年前の日の属する月の初日から申込を受け付けており、平成 26 年 4 月 1 日以前において、既に利用の申込があった貸館利用については、原則として現在の指定管理者から引継ぎしていただきます。平成 26 年度は相当の件数が予想されますのでご注意ください。

自主事業については、参加者や受講者の希望や受益を尊重し、引き継ぎについて、現在の指定管理者と協議してください。

※平成 26 年度から指定管理業務を実施する次期指定管理者は、平成 30 年度から指定管理業務を実施する次々期指定管理者に対して、スムーズに貸館利用の引き継ぎをしてください。

※現在の利用料金から変更になった場合、現在の指定管理者が使用許可を出している 26 年 4 月 1 日以降の使用について、現在の指定管理者が定めた旧料金で使用する者と、使用が発生する時点の指定管理者が定めた新料金で使用する者に料金格差が生じることのないよう、下記のとおりとします。

現在の指定管理者の使用許可を受けた者については、新料金が高いときは旧料金で使用させることとし、逆に新料金が低いときは新料金で利用させ、既納入額との差額は新指定管理者の負担により還付するものとします。

ただし、税制変更に伴う利用料金の変更については、この限りではありません。

イ. 次期の指定管理者は、現在の指定管理者との間において、事業が円滑に引き継ぐことができるよう努めてください。この際のコスト負担は、現指定管理者と次期指定管理者で協議して決めてください。

ウ. 指定期間終了もしくは指定取り消しにより、他の団体に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等について無償で提供していただきます。ただし、次々期指定管理者に引き継ぐべきデータ等は、市に引き渡すものとします。この際のコスト負担は次期指定管理者の負担とします。

エ. 現在の指定管理者が徴収した利用料金のうち、次期指定管理者が管理を行う期間の利用に係わる利用料金についても、確実に引き継ぐものとします。

オ. 指定期間終了の際は、次々期指定管理者と共に「業務引継書」を作成のうえ、事務引継ぎ完了後に市民参画推進局に対して「業務引継完了報告書」を提出するものとします。

カ. 指定期間中に開設又は更新を行った灘区民ホールのホームページ等は、指定期間中は閉鎖しないものとします。

キ. 市は、必要と認める場合には、指定管理者との協定の終了に先立ち、管理対象施設等及び業務に関する帳簿類の調査を行うことができるものとします。

ク. 指定管理者は、合理的な理由がある場合を除いて、調査に応じる義務があります。

②光熱水費の負担について

灘区民ホールにおける光熱水費（電気・水道・ガス）については、指定期間中に各事業者から請求された使用料金を負担してください。

※平成 26 年 3 月使用分について平成 26 年 4 月に事業者より請求があった場合、当該料金は新指定管理者の負担となります。

(3)施設予約管理システムについて

現在の施設予約管理システムは、現指定管理者の所有であるため、引き継ぐことはできません。

(4) 事業所税について

神戸市におきましては、事業所税が課せられる場合がありますので、事前に確認をとってください。現在の課税面積及び現在非課税となっている面積については、現指定管理者の課税状況に関する内容のため公表は差し控えます。非課税対象については、ご自身で算出いただくことになります。内容についてご不明な点は、お手数ですが施設平面図をご持参のうえ、課税企画課へ個別にご相談ください。

※問い合わせ先：神戸市行財政局主税部課税企画課（事業所税担当） TEL：078-322-6306

(5) ネーミングライツについて

神戸市におきましては、全市的にネーミングライツ導入を検討しています。詳しくは、神戸市企画調整局 調整課 公民連携推進室のホームページをご覧ください。

<http://www.city.kobe.lg.jp/information/project/innovation/kobeppp/namingrights.html>

なお、平成 25 年 7 月 1 日現在では、ネーミングライツを実施する具体的な予定はありません。

(6) 応募者は、この応募要領についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。